

令和5年3月31日（金）午後2時

大阪広域水道企業団

経営管理部総務課（人事グループ）

電 話 06-6944-6046（直通）

F A X 06-6944-6868

職員の処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分日	令和5年3月31日
2 被処分者	北部水道事業所 主査級職員（技術）、48歳
3 処分内容	減給 1月
4 処分理由	令和3年4月から令和4年12月にかけて、認定されていない交通手段（自転車等）で通勤し、通勤手当の不正受給等を行った。

※ 年齢は処分日現在